

阿倍野区における災害時に福祉避難所等として  
障がい児・者施設等を使用することに関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」（以下、「計画」という。）に基づき、大規模な地震などの災害により障がいのある要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、大阪市（以下、「甲」という。）が、社会福祉法人日本ヘレンケラー財団（以下、「乙」という。）に対し、乙の運営する要配慮利用者施設等を、計画に定める「福祉避難所」及び「緊急入所施設」として使用することの協力を要請するにあたり必要な事項を定める。

2 計画に定める用語は、本協定において次のとおりとする。

(1) 要配慮者 必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人や、災害後の避難所や在宅における避難生活に配慮及び支援が必要な人のうち、身体障がい者1・2級、知的障がい者A、精神障がい者1級、視覚障がい・聴覚障がい3・4級、音声・言語機能障がい3級、肢体不自由（下肢・体幹機能障がい）3級の人、難病患者（人工呼吸器装着者等、医療機器等への依存が高い人）、若しくは同等の状態にあると認められる人

(2) 要配慮者利用施設 生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障がい者支援施設、障がい者相談支援事業所、地域活動支援センター（A型・B型・生活支援型）、点字図書館、聴覚障がい者情報提供施設、障がい者福祉センター、障がい者就業・生活支援センター、共同生活援助事業所（グループホーム）、障がい児入所施設（福祉型・医療型）、短期入所施設、児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所

- (3) 福祉避難所 甲が指定する要配慮者のために特別な配慮がなされた災害時避難所
- (4) 緊急入所施設 避難所や自宅で生活することができない避難行動要支援者のうち、身体状況の悪化により緊急に入所介護・療養等が必要な人に対応する施設

#### (施設の指定)

第2条 甲は、乙と調整のうえ、甲と大阪市障がい児・者施設連絡協議会があらかじめ協議、調整を行っている共通の指定条件等の基本事項に基づき、被災した在宅の要配慮者及び計画に基づき甲の指定する災害時避難所に避難した要配慮者のために、次条に掲げるとおり乙の運営する要配慮者利用施設を福祉避難所等として指定する。

2 乙は、大阪市障がい児・者施設連絡協議会に対して、福祉避難所等の指定に係る調整を行うことや支援を受けることができる。

#### (福祉避難所等)

第3条 甲は、乙の運営する次の施設を「福祉避難所」及び「緊急入所施設」として指定する。

施設名 福祉型障がい児入所施設 平和寮

所在地 大阪市阿倍野区阪南町3丁目27番2号

館長 御宮知 秀登

2 乙は、運営する施設長を災害防災リーダーとして指名し、施設における災害時の指揮統括並びに地域の行政機関を始めとした関係機関との窓口役を務めさせる。また、災害防災リーダーに事故があった場合の職務代行者として、災害防災サブリーダー2名を指名するものとする。

#### (福祉避難所等としての受入れ)

第4条 甲は、乙に対して、第2条により指定を行った福祉避難所等への要配慮者の受入れについて協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる情報及び事項を明示した書面若しくは「避難支援プラン（個別計画）」により通知する。ただ

し、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 当該要配慮者等の氏名、住所、生年月日（年齢）、心身の状況（特記事項）
- (2) 緊急時の家族等の連絡先（介助を行う家族と共に避難・入所しない場合）
- (3) 避難支援者の氏名、連絡先
- (4) 使用する目的と期間

2 前項により通知する事項のうち、使用する期間については、被災の程度により更新することを妨げない。

3 情報の提供にあたっての詳細は、甲が別に定めるところによる。なお、情報の提供にあたっては、甲は、対象となる要配慮者の意思に最善の配慮を行うとともに、乙は、提供を受けた情報の管理にあたり、大阪市個人情報保護条例（平成7年条例第11号）等の関係法令の規定を遵守する。

#### （要配慮者の移送）

第5条 要配慮者の移送については、計画の定めに応じて、甲が行う。甲は、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができる。

#### （受入状況の報告）

第6条 第3条第2項に定める乙の要配慮者利用施設の災害防災リーダーは、要配慮者の受入状況について、第4条に基づき受領した書面（「避難支援プラン（個別計画）」を含む）の謄写本に、受入日、施設名、災害防災リーダー名を追記のうえ、甲に報告する。ただし、災害発生直後などは、この限りではない。

2 乙は、指定を受けた要配慮者利用施設が被災等により使用できなくなった場合、若しくは受入れ可能人数の上限に達した場合（施設の安全確保上、これ以上の受け入れができない場合を含む）は、甲に対して、速やかに報告を行う。

#### （物資の調達）

第7条 甲は、要配慮者等が福祉避難所等において必要な物資の調達・確保に努める。

2 乙は、甲の機能回復までの所要の時日（概ね72時間）に必要な、最低限の物資を確保するよう努める。また、乙が要配慮者利用施設毎に確保すべき必要最低限の物資の目安は

甲が別に定めるところによる。

(介護支援者の確保)

第8条 甲は、乙が、本来業務を遂行しつつ、受入れを行った要配慮者を適切に介護・支援できるよう看護師や介護福祉士等の専門職の資格を有する者を始めとした介護支援者の確保に努める。

2 介護支援者は、阿倍野区社会福祉協議会が運営する阿倍野区災害ボランティアセンターから、甲を通じて、乙に派遣することを基本とする。また、乙が介護支援者を受入れ、活用するにあたっての必要な事項については甲が別に定めるところによる。

3 乙は、甲及び大阪市障がい児・者施設連絡協議会を通じて、他の地方公共団体等から要配慮者の受入れの要請がなされた場合、受諾するよう努める。また、この場合の取扱いについては、大阪市民の要配慮者を受入れる場合に準拠する。

(費用の負担)

第9条 甲は、福祉避難所として要配慮者の受入れを行った乙に対し、当該受入期間内に要した経費の一部について、負担を行う。

2 甲の福祉避難所の開設に係る費用負担の基本的方針については甲が別に定めるところによる。また、実際に要した経費の負担内容、請求金額、請求方法等の詳細については、乙は、甲との間で協議のうえ確定することとし、大阪市障がい児・者施設連絡協議会は必要に応じて乙に対して支援を行う。

3 甲は、乙が緊急入所の受入れを行った場合は、国通知等に基づき、措置費を適正に交付する。

(受入可能人員等)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとに、福祉避難所・緊急入所施設の別、受入れ可能人員数、受入れ人数に応じた保有資格別の介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議し、書面により確定する。

2 前項により確定した協議事項は、施設の状況の変化等に応じて、随時、変更の協議を行う。

(関係機関との連携)

第11条 甲及び乙は、この協定を円滑に履行するために、甲乙間及び関係機関との連携に努める。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、有効期限2か月前までに書面にて異議の申し出がない場合は、甲乙ともに異議がないものとし、自動更新する。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、書面により定める。

前記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市長 横山 英幸

乙 大阪市阿倍野区昭和町3丁目4番27号

社会福祉法人日本ヘレンケラー財団

理事長 松岡 徹